

青森県報

第四千二百十九号

平成二十八年
十月三十一日
(月曜日)

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年六月三十日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。)	十五分の一

附則第三項中「平成二十八年十月三十一日」を「平成二十九年六月三十日」に

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)

ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。)

十五分の一

目次

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港課) … 一
告 示	
公共測量の実施	(監理課) … 二
道路の区域の変更	(道路課) … 二
道路の供用の開始	(同) … 三
過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の施行	(同) … 三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課) … 三
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課) … 三
農用地利用配分計画の認可	(構造政策課) … 四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(整備企画課) … 五
右 同	(港湾空港課) … 五
右 同	(同) … 六

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

を

<p>空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>十五分の一</p>
<p>空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百一条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>十五分の一</p>
<p>直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）</p>	<p>ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）</p>

に改める。

附則

この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	----

告示

青森県告示第六百八十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

一 測量計画機関
七戸町

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

三 測量の期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年三月二十四日まで

四 測量の地域

上北郡七戸町字荒熊内地内

青森県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

1	県道	菰槌木造	つがる市木造菰槌平ノ沢一四から つがる市木造林宮下七四まで	前	一七・三〇メートルから 一九・一〇メートルまで	二七〇・〇〇メートル	
				後	一二・八〇メートルから 四三・七〇メートルまで	二七〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十一月三十日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道菰槌木造線	つがる市木造菰槌平ノ沢一四から つがる市木造林宮下七四まで	平成六・二・一

青森県告示第六百八十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
赤石溪流線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯桶淵二六の二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林二〇三六林班ふ一四小班まで	道路改良	平成六・二・一

青森県告示第六百八十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十八年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
三戸郡階上町大字道仏字大蛇三五の二七
下長根 孝志

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リベロスポートクラブ

三 代表者の氏名
松宮 隆治

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字新里字西里見一五七弘前ゴルフプラザ二階

五 定款に記載された目的
この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とスポーツを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十八年十月三十一日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人 しみず	弘前市大字小沢字広野一〇の二		弘前市大字坂元字山下五の一ほか一筆
工藤文明	弘前市大字清水森字沼田一〇の一		弘前市大字清水森字清水野八
兼平隆行	黒石市大字竹鼻字山元一		黒石市大字高館字甲里見三三の二ほか三筆
木立正子	黒石市大字高館字甲松坂三の二		黒石市大字高館字甲花岡一七九の一ほか二筆
大森慎悟	三沢市根井一丁目七三の二		三沢市大字三沢字林代平一六の二七 八九ほか一筆
株式会社川長	上北郡おいらせ町浜道一〇八八		三沢市大字三沢字戸崎一〇一の二〇五 二ほか二筆
大森秀人	三沢市朝日二丁目三八七		三沢市大字三沢字戸崎一〇一の六五

神山登	三沢市大字二丁目二の二六六	三沢市大字三沢字林代平一六の二七九
羽立辰雄	三沢市織笠二丁目一三七	三沢市大字三沢字庭構一二三八のうちほか一筆
沼山英明	三沢市織笠二丁目二五七九の一	三沢市大字三沢字庭構一六九四のうち九ほか三筆
相坂友規	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸二〇	東津軽郡平内町大字清水川字大泡二〇九ほか三筆
伊瀬茂光	東津軽郡平内町大字福館字福館一	東津軽郡平内町大字福館字木田橋六九ほか一筆
佐々木武二	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下四九	東津軽郡平内町大字中野字家ノ下の一ほか一筆
片山徹也	東津軽郡平内町大字東田沢字野内畑前田二一	東津軽郡平内町大字東田沢字大館五二の二
石動邦彦	南津軽郡藤崎町大字常盤字三宮本七三	南津軽郡藤崎町大字若松字安田五三の二
高橋右京	黒石市西ケ丘二九四の四	南津軽郡藤崎町大字福島字泡頭二七ほか二筆
仙南農産株式会社	宮城県巨理郡巨理町長瀬字下新丁四二の五	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬五三の一
三上淳藏	南津軽郡藤崎町大字榊字宮本二六	南津軽郡藤崎町大字榊字植田二九の一
久保田明則	南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田三一の三 グロリアハイツ一〇〇号	南津軽郡藤崎町大字中島字岩淵二二のうちほか一筆
合同会社ナリミツ農園	南津軽郡藤崎町大字矢沢字豊成五番一五の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東若松一〇七の二のうちほか一筆
合同会社ナリミツ農園	南津軽郡藤崎町大字矢沢字豊成五番一五の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東若松七一の二ほか二筆
新谷美隆	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富八五の一	南津軽郡藤崎町大字水沼字早稲田六八ほか三筆
農事組合法人 野村園芸農場	三戸郡五戸町虫追塚前二二の二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡一二の二ほか三筆

農事組合法人 野村園芸農場	三戸郡五戸町虫追塚前 二二の二	南津軽郡藤崎町大字葛野字岡元四の一 ほか二筆
佐々木美穂	北津軽郡板柳町大字五 幾形字飯田三三七	北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田三八 六ほか一筆
瀬川左一	上北郡七戸町字左組七 二	上北郡七戸町字放森二〇の一
附田均	上北郡七戸町字小田平 二四の二	上北郡七戸町字小田下六一の二ほか二 筆
天間一博	上北郡七戸町字中野七 七の二	上北郡七戸町字根間手一四一
松島正利	上北郡六戸町大字鶴喰 字鶴喰三〇の二	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰七四
農事組合法人 北栄トラク ター利用組合	上北郡東北町字夫雑原 四六一	上北郡東北町字夫雑原三〇三ほか十筆
岡田隆	上北郡おいらせ町豊栄 一丁目二〇三	上北郡おいらせ町内山平三三三
福田大介	三戸郡新郷村大字戸来 字扇ノ沢八の一	三戸郡新郷村大字西越字木ノ間一三九
佐藤光	三戸郡三戸町大字斗内 字森ノ上三〇の二	三戸郡田子町大字原字飯豊一三ほか一 筆
農事組合法人 常盤地区大豆 オペレーター 組合	南津軽郡藤崎町大字久 井名館字早稲田五〇の 一	青森市浪岡大字下十川字富岡一〇七の 一ほか二筆

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

- 防災公共・災害情報提供システム開発業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県県土整備部整備企画課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年九月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本アイ・ビー・エム株式会社
東京都中央区日本橋箱崎町一九の二一
- 六 契約金額
四千七百二十二万八千四百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一
項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたもので
ある。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年八月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社サンネクト

東京都港区芝三丁目一五の一五櫻井ビル五階

六 契約金額

一キロリットル当たり十二万七千四百四十円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二者あったため、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十八年七月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年八月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

清和肥料工業株式会社

大阪府大阪市中央区備後町四丁目三の四

六 契約金額

一トン当たり十一万五百七十四・七二円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十八年七月八日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭